

「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ制度」

認定クラブ基準細則

(総則)

第1条 本細則は、「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ制度（以下「認定クラブ制度」という。）認定規程（以下「認定規程」という。）」第4条に基づき、「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ」の認定クラブ基準に関することについて定める。

(認定クラブ基準の詳細)

第2条 認定クラブ基準の詳細は、以下のとおりとする。

1 計画的にスポーツ活動（年間12回以上）を実施している。

<審査参照資料>

- ・ 前年度事業報告
- ・ 本年度事業計画

2 以下の項目がどれか1つ以上当てはまる。

- (1) 様々なスポーツを愛好することができる（多種目）。
- (2) 子供から高齢者までが会員となることができる（多世代）。
- (3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）。

<審査参照資料>

- ・ クラブ規約（定款）の「目的」
- ・ 前年度事業報告，本年度事業計画
- ・ 前年度収支決算書，本年度収支予算書

3 所在する市町村行政機関との連携が図れている。

<審査参照資料>

- ・ 面談報告書

4 公益組織である。

<審査参照資料>

- ・ クラブ規約（定款）の「目的」
- ・ " " 「会員」
- ・ " " 「役員」
- ・ " " 「決算上剰余金」又は「残余財産の帰属」※1

※1 法人格をもった組織（非営利活動法人（NPO法人），一般社団法人等）のみ。
その他の組織については、「収支決算書及び予算書」を参照する。（前年度繰越金が本年度収入に組み込まれている。）

(認定審査)

第3条 認定審査に当たっては、認定規程第6条の2に定めた申請書類により行う。